

平成 3 1 年 第 3 回

# 武蔵村山市教育委員会定例会

平成 3 1 年 3 月 1 5 日

武蔵村山市教育委員会



## 平成31年第3回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 平成31年3月15日(金)

開会 午前 9時30分

閉会 午前11時43分

2. 場 所 武蔵村山市役所4階 401大集会室

3. 出席委員 池谷光二(教育長) 杉原栄子

比留間雅和 潮美和

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 田代 篤 学校教育担当部長 佐藤 敏数

教育総務課長 井上 幸三 教育施設担当課長 指田 光春

指導・教育センター担当課長 勝山 朗 学校給食課長 児玉 眞一

文化振興課長 宮沢 聖和 スポーツ振興課長 指田 政明

図書館長 加藤 秀郎 指導主事 今井 一馬

指導主事 加藤 由裕

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策係 市場 直樹

東出 真実

## 議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第7号 (仮称) 武蔵村山市防災食育センター備品整備基金条例の制定の申出に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第8号 平成30年度教育予算の補正(第5号)の申出に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第9号 平成31年度教育予算(防災食育センター経費)の申出に係る臨時代理の承認について
- 7 議案第10号 担当部長及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱について
- 8 議案第11号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 9 議案第12号 武蔵村山市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について
- 10 議案第13号 武蔵村山市立学校学校運営協議会規則の一部を改正する規則について
- 11 議案第14号 武蔵村山市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則の申出について
- 12 議案第15号 武蔵村山市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則について
- 13 議案第16号 武蔵村山市第三次学齢期における歯の健康づくり推進プランについて
- 14 議案第17号 平成30年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞について
- 15 議案第18号 平成31年度武蔵村山市学校給食基本計画について
- 16 議案第19号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命について
- 17 議案第20号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について
- 18 協議事項 平成31年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞(案)について
- 19 その他
- 20 議案第21号 東京都教育委員会職員の派遣に関する協定締結の臨時代理の承認について
- 21 議案第22号 指導主事の任命について
- 22 議案第23号 教育センター職員の任命について

---

◎開会の辞

○池谷教育長 本日の出席委員は全員でございます。

これより平成31年第3回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

---

◎議事日程の報告

○池谷教育長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 では、御異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

---

◎日程第1 会期の決定

○池谷教育長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思えます。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 ありがとうございます。

御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

---

◎日程第2 前回会議録の承認

○池谷教育長 日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 ありがとうございます。

御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

---

◎日程第3 教育長報告

○池谷教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

1点目でございますが、平成31年第1回市議会定例会一般質問対応状況についてでございます。  
資料1を御覧いただきたいと思ひます。

内容につきましては、教育部長から報告いたします。

田代教育部長、お願いします。

○**田代教育部長** おはようございます。それでは、平成31年第1回市議会定例会一般質問対応について、御説明申し上げます。資料1を御覧いただきたいと思ひます。

第1回市議会定例会は2月27日から3月27日までの間、開催されております。

一般質問につきましては、3月4日、5日、6日、7日の4日間にわたりました。

教育委員会関係の質問につきましては、9人の議員の方々から14項目の御質問がございました。

質問に対する答弁要旨等につきましては、資料1のとおりでございますので、後ほど御確認いただければと思ひます。

以上でございます。

○**池谷教育長** ありがとうございます。

続きまして、2点目でございます。

平成30年教員の研究・研修活動についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思ひます。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

勝山指導・教育センター担当課長、お願いします。

○**勝山指導・教育センター担当課長** それでは平成30年度教員の研究・研修活動について御説明いたします。

本市においては、1校1研究の趣旨から、各学校において、国や都の研究指定を受け児童・生徒の生きる力の育成に資する指導力の向上を図っているところでございますが、加えて、文科省や東京都教育委員会の研修制度等を利用し、自らの資質を高める研究を推進している教員の活動について一覽にいたしました。

1段目から3段目までの英語科教員海外派遣研修につきましては、都内公立学校の若手英語科教員等を英語を公用語とする国に派遣し、大学等の高等教育機関が運営する英語教授法に係る研修を受講し最新の教授法を習得するとともに、その指導法を生かし、児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力を向上させることを目的としております。

本市から、雷塚小学校、村井則之教諭、小中一貫校村山学園、正木麻里衣教諭、第五中学校、鈴木拓真教諭の3名がそれぞれアメリカ、カナダ、ニュージーランドで研修を行いました。

4段目の研究開発委員には、第八小学校、嶺井勇哉主幹教諭が新しい学習指導要領で求められて

いる資質・能力の育成に係る小学校理科の指導法の開発に係る研究を行いました。

続きまして、5段目から9段目までの5名は、東京都教育研究員でございます。第一小学校、福島誠主幹教諭、小中一貫校村山学園、高橋喜之主任教諭、第一中学校、三宅修二郎教諭、小中一貫校村山学園、高野祐哉教諭、小中一貫校大南学園第四中学校、出河真実教諭がそれぞれの教科等について研究を進めました。また、その成果を東京都教育研究員発表会として全都の教員へ広く発信をしました。

10段目以降は、東京教師道場でございます。東京教師道場2年次の4名の教員は、今年度授業公開及び研究協議会を開き、その成果を広く発信したところでございます。

また、東京教師道場1年次の教員5名については、来年度に2年目の研究を行うこととなっております。

ここにお示しいたしました18名の教員は、それぞれの研究活動を通して各教科等の専門性を高め、日々の教育活動に還元しているところでございます。

教育委員会といたしましても、引き続き指導・助言等をしてまいりたいと考えております。

教育委員会の皆様におかれましては、各教員の主体的な研究活動について御理解をいただき、引き続き御支援をいただきたくお願いいたします。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

続きまして、3点目でございます。

平成30年度武蔵村山市立学校教員研修「輝きアップ研修」受講申請等一覧についてでございます。資料3の1及び3の2を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

勝山指導・教育センター担当課長、お願いします。

○勝山指導・教育センター担当課長 それでは、平成30年度武蔵村山市立学校教員研修「輝きアップ研修」受講内容等一覧について、御説明いたします。

資料には、平成25年7月に施行となりました武蔵村山市立学校教員研修奨励基金条例により、平成30年度に当該教員研修を受講した教職員の一覧を示してございます。

本教員研修奨励基金は、頑張っている教員を応援したいという市民の篤志家からの御寄附により、勤務成績が良好で本研修の目的を遂行できる者、児童・生徒に対して優れた指導力を発揮し後進の模範となる者、研修後に市の学校教育の指針達成及び充実のために指導的役割を果たすことができる者などを対象として、当該教員が自主的に行う研修に対して助成を行う制度でございます。

資料3の1を御覧ください。こちらにございますように、日本数学・算数教育研究大会、国境な

き教師団（シーセフ）主催スタディツアー、N I E 全国大会岩手大会、Free Bird Institute Language Schoolでの語学研修、全国小学校生活科・総合的な学術の時間研究協議会石川大会など、様々な教育課題に対応した幅広い研修に参加をいたしました。

これらの研修を参加教員の所属校のみならず市内全体に還元する目的で、おめくりいただきました資料3の2でございますように、去る2月25日には武蔵村山市立学校教員研修「輝きアップ研修」報告会を開催いたしました。

教育委員会といたしましては、教員を育成する視点から、校長会と連携して、今後も本制度の積極的な活用に向けての周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

続きまして、4点目でございます。

平成31年度武蔵村山市立学校教育課程の受理についてでございます。

資料4（別冊）を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、指導主事から報告いたします。

今井指導主事、お願いいたします。

○今井指導主事 それでは、平成31年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について御説明いたします。

12月の定例会教育委員会で申しあげました平成31年度の教育課程の大きな特徴は、小中一貫教育を見通した資質・能力の育成、特別の教科「道徳」、授業日数・時数の確保の3点です。

各校はこれらを踏まえて、来年度の教育課程を編成いたしました。新学習指導要領では、各校が地域の実態に応じて、子供たちに身につけさせたい資質・能力を明らかにすることとしています。本市の特色である小中一貫教育の視点で、義務教育9年間を通して育成したい資質能力を中学校区で共有し、その実現に向けた中学校区独自の教育目標を各校の教育課程に反映させております。

それでは、各校の教育課程の特色について、小学校1校、中学校1校を抽出して御説明いたします。

初めに第一小学校です。第一小学校の教育課程をお開きください。

本校の教育目標の重点は、二重丸のついております「進んで学ぶ子」を設定しております。

その目標の具現化に向けた基本方針として、アに、基礎・基本の確実な定着と、その活用を掲げております。

その中でも、8月終わりに設定しております3日間の夏期補習の充実を来年度新たに実施いたします。この3日間では、全ての学年で、基礎・基本の定着を図りますが、特に5年生の指導を重点的に行います。5年生が7月に受ける都の学力調査の結果を夏期休業中に分析し、課題が見られる

観点や問題について集中的に取り組ませます。このような学力調査の分析から児童の課題を解決する流れを改めて見直し、教員一丸となって指導に当たる体制を2学期直前の3日間で整えます。

2学期以降につきましては、都の学力調査の結果を受けて改定した授業改善推進プランをもとに、授業において、児童の学力向上を図り、6年生で受けることとなる全国学力調査で改善状況を把握するというサイクルを確立します。

続いて中学校です。大南学園第四中学校の教育課程をお開きください。

大南学園は、「自分の考えをもち、理由を添えて説明できる生徒」を小中一貫校基準に設定し、言語活動を軸として学力向上を図るとともに、来年度から中学校において全面実施となる特別の教科「道徳」の推進をしております。

本校は今年度、東京都道徳教育推進拠点校として、研究テーマを「道徳性を養い、道徳的実践力のある生徒の育成」として、11月に研究発表を行っております。その成果である考え、議論する道徳への授業の質的転換、指導と評価の一体化など、次年度は教科書を主たる教材として活用しながら、実践を重ねてまいります。

また、本校の特色である人権教育やがん教育、情報モラル教育など、全ての教育活動において道徳教育との関連を図りながら、カリキュラムマネジメントを進めてまいります。

各校の特色については、以上でございます。

最後に、小中一貫教育の中で、子供たちに身につけさせたい資質・能力を育むために、チーム学校、チーム武蔵村山として、本市の教育を充実させてまいりますので、御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、5点目でございます。

第21回生涯学習フェスティバルの開催結果についてでございます。

資料5を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、文化振興課長から報告いたします。

宮沢文化振興課長、お願いします。

○宮沢文化振興課長 それでは、第21回生涯学習フェスティバルの開催結果について、報告いたします。

主催は生涯学習フェスティバル実行委員会、共催が武蔵村山市教育委員会で開催されました。

開催期日は3月3日曜日、午前10時から午後3時まで、会場につきましては、さくらホール及び市役所市民駐車場を使用いたしました。

16部門の団体が参加して、パラリンピック種目のボッチャの体験や、袋にキャンディーなどお菓

子を詰めてネックレス状にするキャンディーレイのつくり方などの各種教室や体験学習の場を設け、来場した多くの親子連れに様々な体験を楽しんでいただきました。

また、イベントにつきましては、和太鼓とキッズヒップホップダンスの4団体が雨天のため出演を中止としましたが、6団体がさくらホール2階のエントランスで、ハンドベルの演奏や合唱などを披露しました。

その他、市民駐車場では焼きそばやフランクフルト、ポップコーン等の販売が行われました。

教育長をはじめ教育委員会委員の皆様には、開会式に御出席いただき、大変ありがとうございました。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

続きまして、6点目でございます。

いきいきわくわく狭山丘陵ウオーク第42回武蔵村山市歩け歩け大会の開催についてでございます。資料6を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

指田スポーツ振興課長、お願いします。

○指田スポーツ振興課長 それでは、いきいきわくわく狭山丘陵ウオーク第42回武蔵村山市歩け歩け大会の開催について御報告いたします。

平成31年度の歩け歩け大会につきましては、4月14日、日曜日に第一小学校校庭をスタート、ゴール地点として、新緑の狭山丘陵を歩く約9.5キロメートルのコースで実施いたします。コース図につきましては、資料、次ページにお示しのとおりとなっております。

主催は武蔵村山市教育委員会、主管は武蔵村山市スポーツ推進委員協議会、協力は武蔵村山市体育協会、武蔵村山市スポーツ協力員連絡会でございます。

申し込みは大会当日に第一小学校校庭で、午前8時30分から受け付けます。

開会式は午前9時から、スタートは午前9時30分となっております。雨天等による中止決定は午前7時30分に行いますが、市民への周知はツイッターで行います。

参加資格は市内在住・在勤・在学者で、完歩する体力のある方で、小学校3年生以下の参加の場合は保護者同伴といたします。なお、参加費については無料となっております。

教育長並びに教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中、恐縮ではございますが、開会式への出席をお願いしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

教育長報告は以上でございます。

7点目のその他でございますが、特に報告等はございません。

教育長報告に対する質疑等があればお受けいたします。

いかがでしょうか。

杉原職務代理、お願いいたします。

○杉原職務代理者 教員の研究・研修についてお聞きしたいと思います。

先ほど説明がありましたけれども、この先生方、多方面にわたって研究をされて、すばらしいと思います。そして、また、教育委員会もそれを支援していらっしゃるということで、大変心強い限りです。

ただ、教える立場にある人というのは、やはり学ぶ、自ら学ぶということが大切だと思います。それぞれ自分の課題が違うと思いますので、自ら課題意識をもって研究や研修に取り組んで、そしてよりよく子供たちに教えていく、育てていくということが大事だと思います。

そういう点で言えば、ここに記載されていない先生方の研究・研修がどのような現状なのか、また課題などがあるかどうか、その辺りをお聞きしたいと思います。

○池谷教育長 勝山指導・教育センター担当課長、お願いします。

○勝山指導・教育センター担当課長 お答えをいたします。

ここに掲載されていない教員の研修等への参加という御質問でございますけれども、市教委主催で開催している研修会にはもちろん市内の教職員が参加しておりますが、それ以外にも東京都教職員研修センター等で行っていく研修会にも教員は主体的に申し込んで研修に参加しているところがございます。また、その他、全国あるいは東京都の各教科等の研究会にもそれぞれの教員が参加し、自己の指導に係る能力を主体的に高めていくという活動に参加しているところです。

課題というところでございますが、そのような全国あるいは東京都の研究会に参加するに当たって、なかなか武蔵村山から開催される場所まで行くことが難しいことから、主体的に参加をすることを渋ってしまう傾向が見られるというふうに思っております。

そのようなことも踏まえまして、過日行いました若手教員育成研修2年次3年次研修の閉講式の中で、私のほうから、若手教員の研修はこれで終了しましたが、自分での研修というのがこれから進めていかななくてはいけない、こういったところに進んで研修し、最後はそれが子供たちに返っていくので、主体的に研修に取り組んでいただきたいと、そういうお話をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○池谷教育長 いかがでしょうか。

○杉原職務代理者 ありがとうございます。様々な研修についても保証されているということで、安心なんです。本当に自ら課題をもって自分で設定しながら研究していくという姿勢がすごく大事だと思いますので、ぜひ御指導よろしくお願ひいたします。

○池谷教育長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

その他よろしいでしょうか。ありがとうございます。その他はないということで。

(発言する者なし)

○池谷教育長 では、これもちまして教育長報告を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

午前 9時51分休憩

午前10時06分再開

○池谷教育長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎日程第4 議案第7号 (仮称) 武蔵村山市防災食育センター備品整備基金条例の制定  
の申出に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第4、議案第7号 (仮称) 武蔵村山市防災食育センター備品整備基金条例の制定の申出に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より、議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第7号 (仮称) 武蔵村山市防災食育センター備品整備基金条例の制定の申出に係る臨時代理の承認について。

(仮称) 武蔵村山市防災食育センター備品整備基金条例の制定の申出について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成31年3月15日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 それでは、議案第7号の提案理由を説明させていただきます。

(仮称) 武蔵村山市防災食育センター備品整備基金条例の制定の申出をする必要があり、平成31年1月10日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願ひいたします。

田代教育部長、お願いします。

○田代教育部長 それでは、議案第7号（仮称）武蔵村山市防災食育センター備品整備基金条例の制定の申出に係る臨時代理の承認について、御説明申し上げます。

当該条例案は、平成31年第1回市議会定例会に上程され、来る3月18日の総務文教委員会に付託されており、その委員会の中で条例案について審議されることとなりますが、市議会への議案の提出に当たり、教育委員会を開催して制定の申し出をするいとまがなかったことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき臨時代理したので、同条第2項の規定に基づき、御承認をお願いするものでございます。

別紙を御参照ください。

本市では、現在の学校給食センターの老朽化に伴い、新たな施設として災害時には応急給食拠点として稼働し、市内の避難者等に対する応急給食を行い、平常時にはその給食機能を活用し、市内小学校への給食を調理、提供する（仮称）武蔵村山市防災食育センターを整備することとなりました。

そこで、本条例はその施設整備に当たり、構想、基本計画策定、実施設計、工事に係る経費以外で、施設内で使用する机や椅子、可動式の調理器具、配送用トラックなどを購入する必要がございます。その経費に充てるため、防衛省からの特定防衛施設周辺整備調整交付金から、平成31年度から35年度までの5年間、毎年一定額を積み立てるため、基金条例を創設し、施設整備の対応を図るものでございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

では、これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○池谷教育長 では、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第7号（仮称）武蔵村山市防災食育センター備品整備基金条例の制定の申出に

係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 ありがとうございます。

挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

ありがとうございます。

---

◎日程第5 議案第8号 平成30年度教育予算の補正(第5号)の申出に係る臨時代理  
の承認について

○池谷教育長 続きまして、日程第5、議案第8号 平成30年度教育予算の補正(第5号)の申出に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より、議案の朗読をいただきます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは議案を朗読いたします。

議案第8号 平成30年度教育予算の補正(第5号)の申出に係る臨時代理の承認について。

平成30年度教育予算の補正の申出について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成31年3月15日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第8号の提案理由を説明させていただきます。

平成30年度教育予算について、歳入で国庫補助金、都補助金及び雑入、歳出で総務管理費、教育総務費、小学校費、中学校費及び社会教育費に補正の申出をする必要があり、平成31年2月15日付をもって臨時に代理したので本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

田代教育部長、お願いします。

○田代教育部長 それでは、議案第8号 平成30年度教育予算の補正(第5号)の申出に係る臨時代理の承認について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、平成31年2月27日に開催の第1回市議会定例会に提案され、可決された平成30年度武蔵村山市一般会計補正予算（第5号）に係る教育予算につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成31年1月7日付で市長から意見を求められ、教育予算の補正の申出をすることが生じましたが、会議を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、平成31年2月15日付で臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御承認をお願いするものでございます。

議案書1ページ及び参考資料を御覧いただきたいと思っております。1、歳入でございます。

14款2項5目教育費国庫補助金につきましては、ブロック塀・冷暖房設備対応臨時交付金により、小学校費、中学校費合わせて143万9,000円の増額となりましたが、小学校防災機能強化事業補助金が不採択となったことから、全体では38万円の減額となっております。

次に、15款2項7目教育費都補助金355万6,000円の増額につきましては、公立小学校施設ブロック塀等安全対策支援事業補助金、学校における働き方改革推進事業補助金、特別支援学級の専門性向上事業に伴う条件整備補助金、スポーツ振興等事業費補助金の交付決定によるものでございます。

次に、20款5項3目雑入につきましては、多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業補助金をスポーツ振興等事業費補助金に組みかえたことにより64万円の減額となっております。

これにより、歳入全体といたしましては253万6,000円を増額するものでございます。

続きまして、議案書2ページを御覧ください。2、歳出でございます。

2款1項6目の財産管理費から、9款2項1目学校管理費につきましては、事業実績に伴う減額でございます。

次に、9款3項1目の学校管理費につきましては、武蔵村山市自動車整備組合の寄附金に伴う図書購入費として10万円増額するものでございます。

また、9款5項3目図書館費につきましても、武蔵村山市更生保護女性会からの寄附に伴う備品購入費として2万円増額するものでございます。

これにより、歳出全体といたしましては988万6,000円を減額とするものとなっております。なお、歳入歳出につきましては、市長部局との関係によるものでございます。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第8号 平成30年度教育予算の補正（第5号）の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

ありがとうございます。

---

◎日程第6 議案第9号 平成31年度教育予算（防災食育センター経費）の申出に係る  
臨時代理の承認について

○池谷教育長 続きまして、日程第6、議案第9号 平成31年度教育予算（防災食育センター経費）の申出に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より、議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは議案を朗読いたします。

議案第9号 平成31年度教育予算（防災食育センター経費）の申出に係る臨時代理の承認について。

平成31年度教育予算（防災食育センター経費）について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成31年3月15日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第9号の提案理由を説明させていただきます。

平成31年度教育予算（防災食育センター経費）について、平成31年第1回市議会定例会に上程するに当たり、当該予算に係る申出をする必要があり、平成31年2月15日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

田代教育部長、お願いします。

○田代教育部長 それでは、議案第9号 平成31年度教育予算（防災食育センター経費）の申出に係る臨時代理の承認について、御説明申し上げます。

当該教育予算（防災食育センター経費）につきましては、平成31年第1回市議会定例会に上程され、去る3月11日からの予算特別委員会に付託されており、その中で、審議されました。

そこで市議会への議案提出に当たり、教育委員会を開催して防災食育センター予算の申出をするいとまがなかったことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき、御承認をお願いするものでございます。

それでは別紙を御参照いただきたいと思います。

防災食育センターに係る経費につきましては、（仮称）武蔵村山市防災食育センターの整備に関する経費でございます。この防災食育センターの整備に当たりましては、その財源について、防衛補助を最大限に活用することとしており、事業期間の初年度となります平成31年度には、防災食育センターに係るまちづくり構想と基本計画を策定する予定でございます。

そこで、歳入の国庫支出金につきましては、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく民生安定事業の補助メニューである消防費国庫補助金、まちづくり構想策定支援事業補助金を活用することで、まちづくり構想と基本計画策定支援業務委託に係る経費の90%に当たる2,195万4,000円が補助金として受けられることから、予算計上するものでございます。

次に歳出ですが、防災食育センターは、市の地域防災計画に基づき、災害時における応急給食拠点として稼働することを前提とした施設を整備することから、予算上は9款の教育費ではなく8款の消防費に位置づけるものでございます。ただし、この防災食育センターに係る経費の執行、予算執行につきましては、教育委員会学校給食課が行うこととなります。

歳出の内訳ですが、8款1項5目災害対策費は、先ほど御説明いたしましたまちづくり構想、基本計画策定支援業務委託料の2,439万4,000円を計上するものでございます。

また、7目の防災食育センター備品整備基金費の4,500万円につきましては、議案第7号で御説明

いたしました防災食育センター備品整備基金に係る31年度分の積立金でございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

では、これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 ありがとうございます。

では、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第9号 平成31年度教育予算（防災食育センター経費）の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 ありがとうございます。

挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

ありがとうございます。

---

◎日程第7 議案第10号 担当部長及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める  
要綱の一部を改正する要綱について

○池谷教育長 続きまして、日程第7、議案第10号 担当部長及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

教育総務課長より、議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは議案を朗読いたします。

議案第10号 担当部長及び担当部長及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一

部を改正する要綱について。

担当部長及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する必要があるため、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成31年3月15日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

それでは議案第10号の提案理由を説明させていただきます。

指導担当参事及び防災食育センター整備担当課長の設置に伴い要綱の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは議案第10号 担当部長及び担当部長及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱について、御説明申し上げます。

このたびの改正は、新たに教育部に指導担当参事及び防災食育センター整備担当課長を設置し、あわせてその所管事務等を定めるものでございます。

それでは、議案に添付させていただきました新旧対照表に基づき、御説明させていただきたいと思っております。新旧対照表のほうを御覧いただければと思います。

まず、1ページを御覧いただきたいと思います。

第1条第2項は、学校教育担当部長の所管事務を定めるものでございますが、当該学校教育担当部長の所管事務について、指導担当参事を置く場合と置かない場合に分けて規定をするものでございます。

続きまして、2ページを御覧いただきたいと思います。

第2条でございますが、こちらでは、第1項で教育部に指導担当参事を置くことができることを、第2項では指導担当参事の掌理する事務を新たに規定するものでございます。

次に第3条でございますが、教育施設担当課長及び指導教育センター担当課長に加え、新たに防災食育センター整備担当課長を置くことを規定するものでございます。また、第2項において、防災食育センター整備担当課長の所管事務を規定するものでございます。

次に3ページを御覧いただきたいと思います。

附則でございますが、本要綱の施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

では、これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 では、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第10号 担当部長及び担当部長及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

## ◎日程第8 議案第11号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 について

○池谷教育長 続きまして、日程第8、議案第11号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第11号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について。

武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成31年3月15日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

それでは議案第11号の提案理由を説明させていただきます。

防災食育センターの整備に伴う業務が追加され、分掌事務が変更になったことから、規則を一部改正する必要があるので、本案を提出するもでございます。

なお、内容については田代教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○池谷教育長 田代教育部長、お願いします。

○田代教育部長 それでは、議案第11号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

議案書に添付させていただいております新旧対照表の1ページを御覧いただきたいと思います。第5条でございますが、学校給食課の分掌事務として、新たに防災食育センターに関するものを加えるものでございます。

次に2ページを御覧ください。附則でございますが、本規則の施行期日を平成31年4月1日からとするものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議案第11号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についての御説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○池谷教育長 では、これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第11号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

◎日程第9 議案第12号 武蔵村山市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

○池谷教育長 日程第9、議案第12号 武蔵村山市教育委員会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

教育総務課長より、議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第12号 武蔵村山市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について。

武蔵村山市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成31年3月15日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 それでは、議案第12号の提案理由を説明させていただきます。

教育委員会定例会における会議録の承認について、事務を効率化するため、規則を一部改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案第12号 武蔵村山市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、御説明申し上げます。

議案書に添付をさせていただきました新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

第27条の議事録の承認でございますが、これまで教育長及び出席委員全員が会議録に署名することとしておりましたが、他市の状況等を勘案し、教育長及び出席委員のうちから教育長が指名する1名の者が署名することに改めるものでございます。

次に附則でございますが、本規則の施行日を平成31年4月1日とするものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第12号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

では、これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。杉原職務代理者、お願いします。

○杉原職務代理者 質問をさせていただきます。

現在会議録の承認については、先ほど課長のほうからお話がありましたように、各委員が確認をして、そして本会に臨んでいるわけですが、事務の効率化はいいんですけども、そのために大事なことがなくなってしまうと思うんですが、今までと同じように資料を配付されて、それぞれの委員が責任を持って発言していますので、その発言の内容については各委員が確認できる、そういう流れになっているかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○池谷教育長 井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、お答えいたします。

会議録の確認につきましては、今まで各委員にお願いしておりましたものと同じようなプロセスを踏んでいきたいというふうに考えております。事務局のほうで作成いたしました会議録の案につきまして、各委員に内容を御確認いただき、次の定例会で御承認をいただいた後、今まで4名様様の署名をいただいておりますが、その署名の段階で今まで4名いただいていたものを1名の御署名に変更すると、そのような事務手続を想定しております。

以上でございます。

○杉原職務代理者 分かりました。結構でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 では、これ以上質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 ありがとうございます。討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第12号 武蔵村山市教育委員会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ありがとうございました。

---

◎日程第10 議案第13号 武蔵村山市立学校学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

○池谷教育長 日程第10、議案第13号 武蔵村山市立学校学校運営協議会規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第13号 武蔵村山市立学校学校運営協議会規則の一部を改正する規則について。

武蔵村山市立学校学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成31年3月15日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 それでは、議案第13号の提案理由を説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案第13号 武蔵村山市立学校学校運営協議会規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

本改正は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、学校運営協議会の設置が努力

義務として規定されたことに伴い、規定を整備するものでございます。

なお、本市におきましては、既に全ての小中学校において学校運営協議会の設置を完了しております。

それでは、議案書に添付をさせていただきました新旧対照表に基づき御説明をさせていただきたいと思っております。新旧対照表の1ページを御覧いただきたいと思います。

まず、第1条でございます。これまで地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5において、教育委員会はその所管に属する学校のうち、その指定する学校の運営に関して協議する機関として学校運営協議会を置くことができると規定をされておりましたが、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6では、教育委員会はその所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くよう努めなければならないと改正をされました。これによりまして教育委員会が学校運営協議会を置く学校を指定するという行為自体は不要となりました。第1条第1項及び第2項につきましては、当該学校の指定について規定している箇所を改めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い生じた条ずれに対応するために、規定の整備を行うものでございます。

第1条第3項につきましては、学校の指定という概念がなくなったことに伴い、教育委員会が学校運営協議会を置くときは学校に対して通知する旨を新たに規定するとともに、学校運営協議会がその運営及び支援等に関して協議する学校を対象学校と規定するものでございます。

次に、第2条につきましては、第1条の改正に伴い、指定学校と規定していたものを対象学校に改めるものでございます。

次に、第3条でございますが、学校の指定という行為を規定する必要がなくなったことに伴い、条を削るものでございます。これにより、これ以降、条番号を繰り上げる改正を行っていることから、新旧の条番号にずれが生じております。そのため、これ以降は改正案の条番号に基づき御説明をさせていただきたいと思っております。

また、大変恐縮でございますが、条番号の繰り上げのみの改正につきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。

それでは、続きまして新旧対照表の2ページを御覧いただきたいと思います。第4条でございますが、第1条の改正に伴い、指定学校と規定していたものを対象学校に改めるとともに、委員として任命する対象者として第1項第3号に対象学校の運営に資する活動を行う者を新たに加えるものでございます。

次に、第6条でございますが、第1条の改正に伴い、指定学校と規定していたものを対象学校に改めるものでございます。

次に、第7条でございますが、委員の任期について学校の指定に関連する部分を削るものでございます。

続きまして、3ページを御覧いただきたいと思います。第8条でございますが、教育委員会が学校運営協議会の委員を解任できる場合として、新たに、本人から辞任の申出があった場合を加えるものでございます。

次に、第9条でございますが、第1条の改正に伴い、指定学校と規定していたものを対象学校に改めるとともに、会長及び副会長の任期について学校の指定に関連する部分を削るものでございます。

次に、第11条から次のページの第14条まででございますが、第1条の改正に伴い、指定学校と規定していたものを対象学校に改めるものでございます。

次に、第16条でございますが、学校運営協議会の運営が適正を欠くことによって学校の運営に支障が生じた場合等には、教育委員会は学校運営協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずる旨を新たに加えるとともに、見出しを改めるものでございます。

次に、現行の第18条でございますが、学校の指定という概念がなくなったことに伴い、条を削るものでございます。

次に5ページを御覧いただきたいと思います。第17条でございますが、第1条の改正に伴い、指定学校と規定していたものを対象学校に改めるものでございます。

最後に附則でございますが、本規則の施行日を公布の日からとするものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第13号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○池谷教育長 では、これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 では、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第13号 武蔵村山市立学校学校運営協議会規則の一部を改正する規則についてを

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

◎日程第11 議案第14号 武蔵村山市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則の  
申出について

○池谷教育長 日程第11、議案第14号 武蔵村山市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則の申出についてを議題といたします。

教育総務課長より、議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第14号 武蔵村山市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則の申出について。

武蔵村山市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり申出をするため、教育委員会の議決を求めます。

平成31年3月15日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第14号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市奨学資金条例の改正に伴い、武蔵村山市奨学資金条例施行規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案第14号 武蔵村山市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

平成31年2月27日から開催されております平成31年第1回市議会定例会本会議におきまして、奨学資金条例の一部を改正する条例が可決をされました。当該奨学資金条例の改正により、新たに奨

学資金の支給対象者として専修学校の高等課程に在籍する者が追加をされました。本改正は当該条例の改正に伴い、関連する規定の整備等を行うものでございます。

それでは、議案書に添付をさせていただきました新旧対照表に基づき御説明をさせていただきたいと思います。

新旧対照表の1ページを御覧いただきたいと思います。まず、第5条でございますが、今般の条例改正により、条例第1条で高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部及び新たに追加した専修学校の高等課程をまとめて高等学校等と規定をいたしました。これを受けて、奨学生推薦調書を作成する者につきましても、条例第1条を引用し、高等学校等の校長と規定するものでございます。

次に、第6条第1号でございますが、第5条の改正に伴い、申請者について高等学校と規定していたものを高等学校等に改めるものでございます。

次に、第8条でございますが、第6条と同様に第5条の改正に伴い、高等学校と規定していたものを高等学校等に改めるものでございます。

次に、2ページを御覧いただきたいと思います。第9条でございますが、奨学生の定数について予算の範囲内で24人を超えることができる旨を加えるものでございます。

次に、附則でございますが、本規則の施行日を平成31年4月1日とするものでございます。

次に、3ページを御覧いただきたいと思います。第2号様式でございますが、第5条の改正に伴い、高等学校と表示していたものを高等学校等に改めるものでございます。

なお、今後、文書審査を受けることによりまして、修正を加える可能性がございますが、基本的な改正の趣旨につきましては変更はございませんので、あらかじめ申し添えさせていただきます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第14号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

では、これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。杉原職務代理人、お願いします。

○杉原職務代理人 第9条なんですけど、やはり経済的な事情によって高等学校や専門学校に行けない状況にある子供を支援することは非常に大事だと思います。ただ、年度によって人数に違いがあると思いますので、市長が認めた場合、24名を超えることができるという文言はすごくいいのではないかと思います。本市にとって24名というのがどの程度のものなのかはよく分かりませんが、やはりなるべく支援できるような体制が整えられるといいかなというふうに思いました。

以上です。

○池谷教育長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 ありがとうございます。

では、これをもちまして質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 ありがとうございます。

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第14号 武蔵村山市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則の申出について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

◎日程第12 議案第15号 武蔵村山市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則  
について

○池谷教育長 日程第12、議案第15号 武蔵村山市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

教育総務課長より、議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第15号 武蔵村山市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則について。

武蔵村山市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成31年3月15日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 それでは、議案第15号の提案理由を説明させていただきます。

給食費会計の監査方法を変更することに伴い、規則を一部改正する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校給食課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

児玉給食課長、お願いします。

○児玉学校給食課長 それでは、議案第15号 武蔵村山市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

学校給食運営委員会につきましては、教育委員会の諮問に応じ、武蔵村山市立の小学校及び中学校において実施する学校給食の運営に関する事項について調査、審議する教育委員会の附属機関でございます。今回の規則の一部改正につきましては、毎年度の給食費会計に係る監査を従前、市の監査委員に依頼をして実施しておりましたが、多摩地域における近隣他市の監査の実施状況を調査いたしましたところ、各市とも給食運営委員会の委員の中から監査委員を選出し監査を実施しておりましたことから、本市におきましても平成31年度からそのような監査方法に変更するため、規則の一部改正をするものでございます。

それでは、新旧対照表の1ページを御覧ください。まず、第2条の所掌事務ですが、第2条第1項のみで規定されておりましたところを、新たな第2条で運営委員会の所掌事務は次のとおりとし、従前の第1項部分を括弧書きの第1号とし、新たに第2号として、学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費の経理の監査に関することを追加いたしました。

次に、第5条の次の項に第6条として、監査を行う委員ということで新たに追加し、その第1項を運営委員会に給食費の経理について定期及び臨時に監査を行う委員2人を置き、委員のうちから委員長が指名するとし、第2項を、監査を行う委員は前項の監査を実施したときは、その結果を委員長に報告するものとするを加えたものでございます。

この第6条の追加に伴い、新旧対照表の1ページから2ページにかけてでございますが、従前の第6条会議から第8条委任までの3カ条につきましては、それぞれ第7条、第8条、第9条に条番号が繰り下がるものでございます。

なお、附則でございますが、この規則は平成31年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

では、これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第15号 武蔵村山市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則ついてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

### ◎日程第13 議案第16号 武蔵村山市第三次学齢期における歯の健康づくり推進プランについて

○池谷教育長 日程第13、議案第16号 武蔵村山市第三次学齢期における歯の健康づくり推進プランについてを議題といたします。

教育総務課長より、議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第16号 武蔵村山市第三次学齢期における歯の健康づくり推進プランについて。

武蔵村山市第三次学齢期における歯の健康づくり推進プランについて、別紙のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

平成31年3月15日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 それでは、議案第16号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市第三次学齢期における歯の健康づくり推進プランを定める必要があるため、本案を提

出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願い申し上げます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案第16号 武蔵村山市第三次学齢期における歯の健康づくり推進プランについて御説明を申し上げます。

第三次学齢期における歯の健康づくり推進プランにつきましては、去る2月7日に開催されました教育委員会定例会におきまして、協議事項として委員の皆様へ御説明を申し上げ、委員の皆様からの御意見を踏まえた上で策定することとしたものでございます。

前回、プランの内容につきましては御説明をさせていただいておりますので、本日は前回御提示したのから修正した箇所を中心に御説明をしたいと思います。

まず、7ページ、8ページでございます。7ページ、8ページ及び9ページに記載いたしましたグラフ、また10ページの表につきまして、それぞれ出典を右下のほうに表示いたしました。

次に、同じく10ページの3、数値目標の表のうち、12歳児のDMF指数の現状値の欄でございますが、前回御提示した時点では平成29年度の数値を記載しておりましたが、平成30年度の実績が把握できたことから、当該数値に置きかえております。

以上が、前回提示したのからの修正箇所でございます。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

では、これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。杉原職務代理者、お願いします。

○杉原職務代理者 この資料、大変分かりやすくできていて、素晴らしいと前回申し上げたんですが、また32ページの「むしばゼロになろう！」という、この下敷きを小学1年生に配布されるということは、すごくすてきな、いいなと思います。ただ、小学1年生だけでなく、この冊子については保護者にも地域にも子供たちにも読んでいただくことが大事だと思うのですが、冊数の予定とか、この冊子の配布対象と考えていらっしゃるのどのあたりなのかを伺いたしたいと思います。

○池谷教育長 井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、お答えいたします。

現時点でこちらのプランの配布につきましては、学校をはじめ、御協力いただきました歯科医師会等関係機関というところを考えております。ただ、こちらにつきましては、特に外注というか外に発注をして印刷をお願いするものではございません。私ども自前で印刷をしているというところ

がございますので、養護教諭部会等で先生方の意見等もお伺いしながら、必要などころには配布を  
してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○杉原職務代理者 学校にも配布ということは大切なことだと思います。ただ先生方とか養護教諭と  
か校長先生、副校長先生は大変専門的な立場でいらっしゃるの、持っておくことは大事なんです  
けれども、やはり保護者への啓発、啓蒙がすごく大事だと思いますので、是非そのあたりはよろし  
くお願いしたいと思います。

○池谷教育長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 では、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第16号 武蔵村山市第三次学齢期における歯の健康づくり推進プランについてを  
採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

◎日程第14 議案第17号 平成30年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞  
について

○池谷教育長 日程第14、議案第17号 平成30年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞に  
ついてを議題といたします。

教育総務課長より、議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第17号 平成30年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞について。

平成30年度武蔵村山市立小学校及び中学校卒業証書授与式における教育委員会告辞について、別紙のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

平成31年3月15日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 それでは、議案第17号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立小学校及び中学校の卒業証書授与式の教育委員会告辞を定める必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、指導・教育センター担当課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

勝山指導・教育センター担当課長、お願いします。

○勝山指導・教育センター担当課長 それでは、平成30年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞について御説明をいたします。

市立小学校については平成31年3月22日、市立中学校については平成31年3月19日に卒業証書授与式が挙行されます。

2月の定例教育委員会の中で協議をしていただいた内容でございますが、改めて教育委員会告辞を決定するため、今回議決をいただきたくお願いするものでございます。

以上でございます。

○池谷教育長 では、これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第17号 平成30年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

◎日程第15 議案第18号 平成31年度武蔵村山市学校給食基本計画について

○池谷教育長 日程第15、議案第18号 平成31年度武蔵村山市学校給食基本計画についてを議題といたします。

教育総務課長より、議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第18号 平成31年度武蔵村山市学校給食基本計画について。

平成31年度武蔵村山市学校給食基本計画について、別紙のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

平成31年3月15日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第18号の提案理由を説明させていただきます。

平成31年度武蔵村山市学校給食基本計画を定める必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校給食課長から説明させていただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

児玉学校給食課長、お願いします。

○児玉学校給食課長 それでは、議案第18号 平成31年度武蔵村山市学校給食基本計画について御説明いたします。

本計画につきましては、武蔵村山市学校給食運営委員会規則第2条の規定により、武蔵村山市学校給食運営委員会に諮問し、去る2月12日に開催された同委員会において、原案のとおり承認する旨の決定をいただいておりますので、あらかじめ御報告させていただきます。

それでは、内容について引き続き御説明いたしますので、別紙資料1ページをお開きいただきたいと思います。

まず1の基本方針でございますが、平成31年度におきまして学校給食法等の関係法令等の改正は予定されていないことから、(1)学校給食実施に係る基本方針につきましては、前年度と同様になっております。内容といたしましては、本市の学校給食につきましては、学校給食法に定める学校給食の目的を踏まえるとともに、学校給食法第2条に掲げられた7つの目標、この資料上は片仮名のアからキまで掲げられているものでございますが、これら目標の達成に向けて実施するものであるとしております。

次に(2)学校給食業務実施に当たっての基本的事項ですが、平成31年度の学校給食業務を実施する上での基本となる5つを取り上げております。

まずア、学校給食の実施についてですが、例年と同様、学校給食実施基準を踏まえ、栄養バランスのとれた豊かで多様な献立の実施と魅力ある学校給食の提供に努めるとしております。

続いてイ、食育・地産地消の推進についてでございます。毎月の予定献立表や給食用放送メモを活用した食に関する情報提供や旬の食材の使用、行事食、郷土食献立を実施する他、和食についても理解が深まるような献立の実施に努めるとしてしております。また、地場産食材の使用につきましては、市の第三次農業振興計画を踏まえ、利用拡大を図っていくこととしております。

2ページに移りましてウ、安全・衛生管理についてでございます。給食施設等及び学校給食従事者の衛生管理及び健康管理等を徹底するとともに、学校給食従事者に対する衛生意識の徹底を図り、食中毒などの事故防止に努めるとしてしております。

また、学校給食の安全性の確認のため、放射性物質等の検査も引き続き実施するものとしております。

次にエ、学校給食費会計の公平化・公正化についてでございます。昨年8月の教育委員会でも御報告いたしましたとおり、平成29年度の現年分の給食費の収納率は99.46%で、過去20年で最高を記録した平成28年度の99.67%には及びませんでした。平成30年度も給食費の収納率の向上に努めているところでございます。今後とも保護者に対し、給食費の重要性について十分周知していくとともに、引き続き教育委員会と学校が緊密に連携し、収納率の向上を図っていくこととしております。

最後にオ、給食業務の民間委託等についてでございますが、中学校学校給食調理等業務につきましては、平成22年4月から民設民営の委託方式で実施しており、これまで継続して安定的な業務運営がなされております。現在の委託期間は平成31年度までとなっておりますので、引き続き安全で安心できる学校給食の提供がなされるよう、受託者に対する監視指導を徹底してまいります。

なお、小学校給食の調理等を行っている市立学校給食センターにつきましては、新たな施設の整備に向けた検討を進めているところでございますが、(仮称)武蔵村山市防災食育センターの整備の中で具体的な検討を今後進めてまいりたいと予定しております。

以上、平成31年度の学校給食業務の実施に当たっての基本的事項について御説明をさせていただきましたが、2ページの最後の3行にございますとおり、平成31年度におきましても、引き続き安全・安心でバランスのとれたおいしい学校給食を提供するとともに、学校給食費会計の健全な運営に努めることとしております。

基本方針につきましては以上でございます。

続いて3ページを御覧いただきたいと存じます。

2の基本計画ですが、(1)年間給食日数及び(2)給食1食当たりの平均的な単価及び給食費の額につきましては、平成30年度と変更はございません。

次に4ページをお開きください。(3)給食基本人員についてでございますが、日々給食を食する児童生徒及び教職員の数の推計で、全体では6,798人と見込んでおります。平成30年度と比較しますと、小学校で102人の減、中学校では130人の減ということで、全体で232人の減となっております。

次に(4)の献立目標でございますが、こちらは主食の区分による給食日数等を示したもので、それぞれの実施割合につきましては、今年度と変更はございません。

続いて5ページから8ページにかけてとなりますが、学校給食センターの稼働日数及び稼働日につきましては、小学校給食、中学校給食ともに本年度と同様、年間192日を予定しております。

続いて9ページをお開きください。歳入歳出予算の概要でございますが、科目ごとに順次御説明いたします。

初めに歳入の給食費ですが、こちらは前年分の給食費で本年度予算は2億9,987万8,000円で、前年度と比較して1,044万4,000円の減となっております。こちらは給食基本人員の減によるものでございます。

続いて、過年度分の給食費でございますが、本年度予算額は105万2,000円、前年度と比較しますと6万8,000円の減でございます。こちらは調定見込み額の減によるものでございます。

また、試食につきましては、前年度と同額の14万円を計上してございます。

次の繰越金と雑入でございますが、いずれも科目存置でございます。

続いて(2)の歳出予算について御説明いたします。歳出予算は小学校費、中学校費とも給食物資の購入経費でございますが、小学校費の予算額は1億9,090万1,000円で、前年度と比較して422万7,000円の減。また、中学校費の予算額は1億1,017万1,000円で、前年度と比較して628万5,000円の減となっております。これらの減はいずれも給食基本人員の減によるものでございます。

以上のとおり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億107万2,000円となり前年度と比較しますと1,051万2,000円の減、約3.4%の減となっております。

10ページ及び11ページにつきましては、ただいま御説明いたしました歳入予算の積算値としてお

示したものでございます。

以上で、平成31年度武蔵村山市学校給食基本計画の説明とさせていただきます。

○池谷教育長 では、これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第18号 平成31年度武蔵村山市学校給食基本計画についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

#### ◎日程第16 議案第19号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命について

○池谷教育長 日程第16、議案第19号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命についてを議題といたします。

教育総務課長より、議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第19号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命について。

武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第5条第1項の規定に基づき、学校運営協議会委員を任命する必要があるため、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成31年3月15日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 それでは、議案第19号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立第一小学校、雷塚小学校、村山学園、大南学園第七小学校、大南学園第四中学校、第一中学校及び第三中学校の学校運営協議会委員の任命をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案第19号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命について御説明をさせていただきます。

委員の任期が満了となります武蔵村山市立第一小学校、雷塚小学校、村山学園、大南学園第七小学校、大南学園第四中学校、第一中学校、第三中学校の7校について委員の任命をお願いするものでございます。

学校運営協議会委員の任命に当たりましては、学校運営協議会規則第5条第2項に、教育委員会を対象学校の校長に対し、委員の候補の推薦を求めることができる旨を、また同条第3項に対象学校の校長は委員として適当と認める者がある場合は、第2項の規定による求めに応じて委員の候補者を推薦する旨の規定がありますことから、今回7校の校長から推薦のあった委員候補者について委員として任命をお願いするものでございます。

新たな委員候補といたしまして、民生児童委員協議会から推薦された方、PTA関係の方、保護者の方、自治会長、近隣の高等学校教諭、教員等が推薦されております。詳細につきましては、議案別紙にて御確認をいただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 では、これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第19号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命についてを採決いたしま

す。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

◎日程第17 議案第20号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委  
嘱について

○池谷教育長 日程第17、議案第20号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱  
についてを議題といたします。

教育総務課長より、議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第20号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について。

武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について、別紙のとおり教育委員会  
の議決を求めます。

平成31年3月15日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 それでは、議案第20号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の任期満了に伴い、新たに委嘱する必要が  
あるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明させていただきますので、よろしく御審議の  
上、御決定くださるようお願いいたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案第20号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師  
の委嘱について御説明申し上げます。

議案の別紙を御覧いただきたいと思います。

まず、任期でございますが、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師につきましては、それぞれ任期  
が2年と定められていることから、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間をお願い  
するものでございます。また、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師につきましては、それぞれ本市

の医師会、歯科医師会及び薬剤師会に御推薦を依頼いたしまして、それぞれの会から御推薦をいただいた方に委嘱をするものでございます。学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の担当校、氏名、勤務先所在地及び住所は資料にお示ししたとおりでございます。学校医及び学校歯科医につきましては、現行と変更点はございませんが、学校薬剤師につきましては、第三小学校、村山学園小学部及び大南学園第四中学校において変更がございましたので、御確認をいただければと思います。

以上、議案第20号の御説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○池谷教育長 では、これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 ありがとうございます。討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第20号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

### ◎日程第18 協議事項

○池谷教育長 日程第18、協議事項を議題といたします。

委員からの協議事項をお受けします。特にないでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 では、事務局からの協議事項をお受けします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは事務局から、平成31年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞（案）

について、御協議をお願いいたします。

○池谷教育長 それでは、協議事項、平成31年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞（案）についての説明を求めます。

勝山指導・教育センター担当課長、お願いいたします。

○勝山指導・教育センター担当課長 それでは、平成31年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞（案）について、御説明をさせていただきます。

平成31年4月8日月曜日に市立小学校の、同4月9日火曜日に市立中学校及び小中一貫校村山学園の入学式が挙行されます。つきましては、同入学式の教育委員会告辞について別紙のとおり提案させていただきます。

資料1枚目、小学校の告辞は、新1年生に期待することとして、先生の話をよく聞くこと、友達と仲良くすること、挨拶することの3点について述べたものとなっております。

資料が飛びますが3枚目、小中一貫校村山学園につきましては、1年生と7年生に分けて構成しています。1年生については、先生の話をよく聞くこと、友達と仲良くすること等について。7年生については、自信を誇りを持って生活することについて述べたものとなっております。

恐縮ですが、資料をお戻りいただきまして2枚目、中学校の告辞でございますが、中学校生活に対して進んで学習し、よく考えて判断すること、自分の行動を振り返り正しい行動を心掛けること等について述べたものとなっております。

よろしく御協議を賜りたくお願いいたします。

なお、本日以外に御意見等ございましたら、3月29日までに事務局へ御連絡をくださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○池谷教育長 では、これより協議事項に対して御意見、質疑等があればお受けいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって協議事項を終わります。

---

## ◎日程第19 その他

○池谷教育長 日程第19、その他に入ります。

委員の皆様からの報告等の御発言があればお受けいたします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 事務局からの報告等の御発言があればお受けいたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 事務局からはございません。

以上でございます。

○池谷教育長 これをもって、その他を終わります。

---

○池谷教育長 次に、日程第20、議案第21号、日程第21、議案第22号、及び日程第22、議案第23号の審議といたします。

この3議案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づき、秘密会で審議したいと思います。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって秘密会とすることに決しました。

ただいまから会議を秘密会といたします。

ここで関係者以外の職員が退室いたしますので、暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時30分再開

○池谷教育長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第20 議案第21号 東京都教育委員会職員の派遣に関する協定締結の臨時代理の承認について

(議案第21号は人事案件のため、会議録は非公開)

◎日程第21 議案第22号 指導主事の任命について

(議案第22号は人事案件のため、会議録は非公開)

◎日程第22 議案第23号 教育センター職員の任命について

(議案第23号は人事案件のため、会議録は非公開)

---

◎閉会の辞

○池谷教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成31年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。  
長時間ありがとうございました。

午前11時43分閉会